

一般土木建築工事業

ケース

H社 近畿地方

1 事業所概要

土木を主体とする総合建設会社。全国に7事業所があり、従業員数約2,700人、うち23人が障害者。内訳は内部障害者16人、肢体不自由者6人、視覚障害者1人。

2 障害者雇用への取り組み

障害者雇用は、企業の社会的責務であること、建設業者として環境・都市・人に優しいといったイメージを高めていく必要があるとの考えから、今後も障害者雇用を推進していくこととしている。しかしながら、工事現場での障害者の就労はかなり職域が限定されると考えることから、結果として事務職を中心に採用せざるを得ない状況にある。

3 採用・雇用管理等

主にハローワークを通じて障害者の採用を行っている。条件・待遇については原則、健常者と同等としている。なお、通院等の必要がある場合は有給休暇扱いとしている。採用後に障害者になった者については必要に応じ配置転換を行っている。

4 他社へのアドバイス

ハローワークに求職登録をする際、もともとの人物像（障害の程度、スキル等）を詳細かつ正確に伝えることが大切だと考える。この点を曖昧にして採用した場合、後々ミスマッチを起す原因になると考える。

Aさんの場合

【職種・雇用形態】

一般事務補助。正社員。

【障害状況等】

腎機能障害、障害等級1級。30代女性。

【採用の経緯】

ハローワークを通じて採用。採用時に障害あり。

【職務内容及び職務遂行の現状】

パソコン入力と一般事務補助を行っている。通院以外は健常者と同等に業務を遂行している。

【雇用管理】

所定就業時間は8時30分～17時15分であるが、人工透析のための通院をする、月・水・金曜日は15時30分で終業としている。

Bさんの場合

【職種・雇用形態】

建設現場事務所での事務業務。正社員。

【障害状況等】

両上肢・両下肢機能障害、障害等級2級。30代女性。

【採用の経緯】

ハローワークを通じて平成6年に採用。

【職務内容及び職務遂行の現状】

地下鉄建設現場事務所において、パソコン業務、CAD操作などを担当し、現場事務担当者の補助的業務をしている。プロジェクトごとに頻繁に勤務する事務所が変更になるが、問題なく適応している。

【雇用管理】

勤務時間は8時30分～17時15分。雇用管理上において特別な配慮や雇用条件等はない。通勤も電車であるが、特に支障なく就業している。